

原動機付自転車等の登録・廃車・変更手続き

| 手続きの内容 | | 持参するもの | 備考 |
|-----------------------|--|--|---|
| 登 録 | 新規登録 新車・中古車を販売業者から購入した場合 | ・販売証明書(販売業者が発行したもの) ・届出人の本人確認書類 | ●特定小型原動機付自転車 上記に該当することが確認できる書類(販売証明書、仕様が記載された説明書等)が必要です。 (※1) ●新基準原動機付自転車 上記に該当することが確認できる書類(販売証明書、型式認定番号標の写真等)が必要です。 (※2) |
| | 廃車済み車両の登録 一度廃車した車両に、再び乗る場合 | ・廃車受付書(本市交付) ・届出人の本人確認書類 | 所有者が変わった場合は、旧所有者からの譲渡証明書が必要です。 |
| | 本市に転入したとき 前住所地で廃車手続きをした車を登録する場合 | ・廃車受付書(前市区町村交付) ・届出人の本人確認書類 | 所有者が変わった場合は、旧所有者からの譲渡証明書が必要です。 |
| 廃 棄 ・ 譲 渡 | 前住所地で廃車手続きを行っていない車両を登録する場合 | ・ナンバープレート(前市区町村交付) ・標識交付証明書(前市区町村交付) ・届出人の本人確認書類 | 所有者が変わった場合は、旧所有者からの譲渡証明書が必要です。 窓口にある指定の申請書にご記入いただきます。 |
| | ・車両を解体・廃棄処分する場合 ・車両を売却する場合 ・市外の人に譲る場合 | ・ナンバープレート(本市交付) ・標識交付証明書(本市交付) ・届出人の本人確認書類 | ※郵送の場合、廃車申告書兼標識返納書、標識交付証明書、ナンバープレート、届出人の本人確認書類のコピー、返信用封筒(切手貼付、宛名に届出人もしくは車両所有者の宛先記載)を市民税課まで送付して下さい。 |
| | 盗難 車両が盗難され、その事実を警察に届出しているもの | ・標識交付証明書(本市交付) ・届出人の本人確認書類 | 警察へ被害届を提出し、届出警察署、届出年月日、被害年月日、受理番号を確認してください。(車両の消失を確認します。) |
| 車 | 紛失 警察への被害届が未届の場合や、ナンバープレートを紛失してしまった場合 | ・標識交付証明書(本市交付) ・届出人の本人確認書類 | |
| | 市外に転出するとき 本市で廃車手続きを行い、新住所地で登録を行う場合 | ・ナンバープレート(本市交付) ・標識交付証明書(本市交付) ・届出人の本人確認書類 | 本市での廃車手続きの時に、廃車受付書を交付します。その後、新住所地での登録手続が必要です。市区町村により必要書類や手続方法が異なる場合があります。新住所地の市区町村への確認をお願いします。 |
| | 新住所地で一度に廃車・登録手続きを行う場合 | 市区町村によっては、廃車のみの受付又は未廃車の車両の手続ができない場合があります。 新住所地の市区町村への確認をお願いします。 | |
| 名 義 変 更 | 市内の方から車両を譲り受けける場合 または 市内の方に車両を譲る場合 | 本市で登録されている車両を市内の方から、譲り受け、所有者の名義を変更する場合 本市で登録されている車両を市内の方に譲り、所有者の名義を変更する場合 | ・標識交付証明書(本市交付) ・譲渡証明書 ・ナンバープレート(※) ・届出人の本人確認書類 (※) 現在、旧4町のナンバープレート(城山町・津久井町・相模湖町・藤野町)を使用している場合は、相模原市のナンバープレートへ変更しますので、ナンバープレートもお持ちください。 |

(※1) 特定小型原動機付自転車として登録する場合、次の要件を満たしている必要があります。
定格出力0.60kW以下 長さ1.9m以下 幅0.6m以下 最高速度20km/h以下

(※2) 新基準原動機付自転車として登録する場合、次の要件を満たしている必要があります。
総排気量50cc以上125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下

| 手続きの内容 | | 持参するもの | 備考 |
|----------------|---|--|--|
| 名義変更 | 市外の方から車両を譲り受ける場合 | ・廃車受付書 (前市区町村交付) ・譲渡証明書 ・届出人の本人確認書類 | |
| | 前所有者が廃車手続を行っていない車両を当市の方が譲り受ける場合 | ・ナンバープレート (前市区町村交付) ・標識交付証明書 (前市区町村交付) ・譲渡証明書 ・届出人の本人確認書類 | |
| 市外の方に車両を譲り渡す場合 | 本市で廃車の手続後、市外の方の住所地で登録の手続を行う場合 | (1)本市で廃車の手続 ・ナンバープレート (本市交付) ・標識交付証明書 (本市交付) ・届出人の本人確認書類 (2)市外の方の住所地で登録手続(※) | (※) 市区町村により必要書類や手続方法が異なる場合があります。新住所地の市区町村への確認をお願いします。 |
| | 市外の方の住所地で、一度に登録・廃車手続を行う場合 | 市区町村によっては、廃車のみの受付又は未廃車の車両の手続ができない場合があります。 新住所地の市区町村への確認をお願いします。 | |
| 標識再交付 | ナンバープレートをき損・摩滅・盗難・紛失した場合（盗難の場合は警察署に届けてください） | ・標識交付証明書（本市交付） ・届出人の本人確認書類 | ナンバープレートを紛失又は、き損した場合、原則として、ナンバープレート再交付時に弁償金として200円いただきます。 き損・摩滅の場合は、ナンバープレート（本市交付）もお持ちください。 |
| 標識交付証明書再交付 | 標識交付証明書を紛失・き損した場合 | ・届出人の本人確認書類 ・返信用封筒 (郵送の場合のみ) | ナンバーを控えてください。 ※郵送の場合、申告書兼標識交付申請書、届出人の本人確認書類のコピー、返信用封筒（切手貼付、宛名に届出人もしくは車両所有者の宛先記載）を市民税課まで送付して下さい。 |
| | 氏名・住所が変わった場合 | ・標識交付証明書 (本市交付) ・届出人の本人確認書類 | 市内での変更に限ります。 |
| 廃車申告受付書再交付 | 廃車申告受付書を紛失・き損した場合 | ・届出人の本人確認書類 ・返信用封筒 (郵送の場合のみ) | ナンバーを控えてください。 ※郵送の場合、廃車申告書兼標識返納書、届出人の本人確認書類のコピー、返信用封筒（切手貼付、宛名に届出人もしくは車両所有者の宛先記載）を市民税課まで送付して下さい。 |

【申請について】

- (1) 申請書などの用紙は、市民税課・緑市税事務所・南市税事務所・城山まちづくりセンター・津久井まちづくりセンター・相模湖まちづくりセンター・藤野まちづくりセンターの窓口に備えてあります。
- (2) 代理の方でも手続きは可能ですが、所有者及び使用者の住所、氏名、生年月日、電話番号を申請書に記入いただけます。なお、申請書の記載事項等に不備がある場合に受付が出来ないこともありますのでご注意ください。
- (3) 届出のご本人確認をさせていただきます。
窓口にお越しの方は次の本人確認書類をお持ちください。
運転免許証・写真付き民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）・在留カード
身体障害者手帳等公的な顔写真つきのものは1点、健康保険資格確認書・年金手帳・社員証
などは2点提示してください。
※個人番号の通知カードは本人確認書類として取り扱いできません。
※届出者が法人の場合は、本人確認書類に加えて、社員証等が必要です。